

令和 8 年度補充受付 (建設工事等)

入札参加資格審査申請 書類作成の手引き

◆今回は補充受付ですので、現在資格を有している方は申請の必要がありません。

◆申請受付は原則電子申請窓口です。

申請書等を町ホームページからダウンロードし、作成した書類を電子申請サイトにアップロードする方法です。

紙ファイルの郵送・持参は原則受け付けられません。

令和 7 年 1 0 月

精華町

はじめに

精華町(精華町上下水道部を含む)が発注する建設工事等の競争入札(一般競争入札、指名競争入札及び随意契約による場合の競争による見積合せをいう。以下同じ。)に参加するには、建設工事等の入札参加資格審査を受けなければなりません。なお、通年型経常建設工事共同企業体の資格審査申請は受付しません。

本町では、精華町入札参加資格等に関する要綱(平成24年要綱第37号)において、建設工事等の競争入札に参加するものに必要な資格及び入札参加資格審査の申請書等について必要な事項を定めています。

建設工事等の入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分ご留意のうえ申請してください。

申請の手続き等

1. 資格審査申請対象業種

資格審査申請の対象となる業種は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条別表第一の29業種です。

2. 入札参加資格のある方

建設工事等の入札参加資格を得ようとする者は、下記に定める要件を備えていなければなりません。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の建設業の許可を受けていること。
- ② 建設業法第27条の23に規定する最新の経営事項審査を受け、総合評定値を取得していること。
- ③ 契約を締結する能力を有する者又は、破産者にあつては復権を得ている者であること。
- ④ 国税及び町税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 公的資金及び公共料金(上下水道料金、住宅家賃、保険料等)など精華町が有する債権を滞納している者でないこと。
- ⑥ 精華町が発注した業務に関する債務を履行していない者でないこと。
- ⑦ 精華町暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者でないこと。
- ⑧ 健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入していない者でないこと。
※法令等の規定により適用除外となっている事業者を除きます。
- ⑨ 当該資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。

3. 申請方法

精華町ホームページに掲載する「電子申請サイト」(<https://bid-entry.com/>) にアクセスし、一般競争入札参加資格審査申請書（エクセル形式）及び添付書類（PDF 形式）を受付期間中に申請してください。

※詳細は「電子申請サイト」のヘルプ・マニュアル (<https://bid-entry.com/faq.html>) をご参照ください。

※紙での提出は不可とします。

受 付 期 間	令和7年11月4日（火）から令和7年11月17日（月）まで
---------	-------------------------------

※受付期間後は、一切受け付けません。

※電子申請サイトは、受付期間中 24 時間利用できます（ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。）。

4. システム利用料

●町内業者：無料（精華町内に本社（本店）を有する業者）

●町外業者：1 申請につき 1,540 円（税込）

システム利用料については、申請登録後、システム内に支払画面が表示されますので、クレジットカード、コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかをご利用ください。役場への直接のお支払いは受け付けておりません。

お支払いは申請期間内に完了させてください。受け付け期間外でのお支払いは、申請が無効になることがあり、返金もされませんのでご注意ください。

審査の結果、認定されなかった場合であっても返金はありません。

5. その他

- ① 当該申請による有資格者登録の期間は次のとおりです。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- ② 申請者が「2. 入札参加資格のある方」の要件を欠くに至ったとき、各区分において定める営業に関する許可・登録等を失ったときは、当該有資格者の登録を取り消します。
- ③ 申請書及びその他の申請書類について、虚偽の事実が記載された場合には当該有資格者の登録を取り消すことがあります。
- ④ 申請後において当該申請事項に変更のあった場合には速やかに変更届を提出してください。
- ⑤ 当該申請による有資格者登録の期間にわたって本社(店)以外の営業所等に入札、見積その他契約に関わる一切の権限を委任される場合は委任状を提出してください。この場合、受任者は当該営業所等の代表者としてください。
- ⑥ 審査に必要があるときは「6. 提出書類一覧」に掲げる書類以外の書類等の資料提出を求めることがあります。
- ⑦ 当該申請を基に精華町入札参加資格者名簿を作成します。これにより作成した名簿は公開しますので承知ください。なお、提出書類については精華町情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律等により取り扱うものとします。
- ⑧ 当該申請による有資格者名簿は精華町上下水道部においても使用しますので、上下水道部への提出は不要です。
- ⑨ 健康保険、厚生年金保険および雇用保険の加入状況は、提出書類②経営事項審査結果通知書により確認します。なお、新たに適用事業所になった場合など前記で確認できない場合は、被保険者資格取得通知書などの写しを提出してください。
- ⑩ 申請内容に不備があった場合は、申請書担当者にご連絡させていただきますが、誤りが添付書類により明白である場合は、確認をせずに職権で修正する場合があります。

6. 提出書類一覧

	提出書類	留意事項	データ形式
①	入札参加資格審査申請書	【町様式】 ※国・府等の様式不可 ※申請書冒頭には「令和 7・8 年度」と記載されていますが、補充受付で参加出来るのは「令和 8 年度のみ」です。	Excel
②	経営事項審査結果通知書	経営事項審査結果通知書等の審査基準日(許可番号の下に記載されている日付)及び審査結果通知日が、令和6年4月1日以降のもので、かつ、その審査結果通知日が、令和7年 10 月 31 日時点で最新のもの	PDF
③	建設業の許可証明書	許可証明書又は許可通知書	PDF
④	営業所一覧表	許可を受けた営業所一覧 本社(店)のみでも必要 同じ項目が記載されていれば既存資料でも可	PDF
⑤	技術者名簿	名簿には資格等を記載のこと 同じ項目が記載されていれば既存資料でも可 ※技術職員の資格証写しは不要	PDF
⑥	登記事項証明書 または 住民票	法人事業者は登記事項証明書 個人事業者は代表者の住民票 申請書提出時点でいずれも発行後3か月以内のもの	PDF
⑦	使用印鑑届	入札・見積に参加し、契約締結並びに請求及び受領に使用する印鑑を押印してください。【町様式】 使用印鑑が実印の場合も提出必要 (印鑑証明書は不要)	PDF
⑧	委任状	入札・契約等の権限を支店・営業所等に委任する場合は提出してください。【町様式】	PDF
⑨	納税証明書等	納税証明書【税務署様式】 法人は「その3の3」、個人は「その3の2」 ※申請書提出時点で発行後3か月以内のもの ※町税については⑩誓約書に基づき受付期間後に確認しますのでそれまでに完納してください。	PDF
⑩	誓約書	代表者登録印(実印)を押印してください。【町様式】	PDF

※ なお、建設業の許可更新申請中のもので最新の書類が間に合わない場合については、別途理由書（任意様式）及び申請中であることがわかる書類を提出してください。

7. 提出書類の記載・作成要領

※原本が紙等の場合は、スキャニング等により印影などが鮮明なPDF形式の電子データを作成してください。

※PDF形式の提出書類は、各書類1ファイルとして作成してください。

① 入札参加資格審査申請書

- ・法人にあっては代表権を有する者が申請してください。
- ・申請区分に対応した様式を使用し、記入例を参照の上、作成してください。
- ・登録を希望する業種は、建設業法第27条の23に規定する最新の経営事項審査を受け、総合評価値を取得していることが必要です。
総合評価値のない業種は希望業種登録できません。
- ・申請書冒頭には「令和7・8年度において、精華町で行われる建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。」と記載されていますが、補充受付で参加出来るのは「令和8年度のみ」です。

② 経営事項審査結果通知書

- ・経営事項審査結果通知書等（総合評価点(P)及び完成工事高のあるもの）の審査基準日（許可番号の下に記載されている日付）及び審査結果通知日が、令和6年4月1日以降のもので、かつ、その審査結果通知日が、令和7年10月31日時点で最新のものを提出してください。

③ 建設業の許可証明書

- ・建設業許可証明書（許可業種の記載があるもの）又は建設業許可通知書を提出してください。
- ・更新申請中の場合は、建設業許可申請書（様式第1号）及び同号別表を添付してください。

④ 営業所一覧表

- ・許可を受けた営業所を記載してください。
- ・本社（店）のみでも必要です。

⑤ 技術者名簿

- ・名簿には入札に参加を希望する業種のみについて、常勤の技術者の資格等を記載してください。
- ・経営事項審査申請書に添付された技術者名簿の写しでも可
- ・技術者の資格証の写しは不要です。

⑥ 登記事項証明書又は住民票

- ・法人事業者は登記事項証明書、個人事業者は代表者の住民票を提出してください。
- ・いずれも申請書提出の直前3ヶ月以内に各証明権者が発行したものを提出してください。
- ・「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」の別は問いません。

⑦ 使用印鑑届（町様式）

- ・入札（見積）に参加し、契約の締結に必要な書類並びに代金の請求及び受領に使用する印鑑を押印してください。
- ・使用印が実印の場合も使用印欄に実印を押印し、提出してください。
- ・印鑑証明書の提出は不要です。

⑧ 委任状（町様式）

- ・ 入札契約等に関する権限を支店・営業所等に委任する場合は提出してください。ただし、委任する支店・営業所等が入札参加を希望する業種の建設業許可を有していることが必要です。
- ・ 委任者は実印（代表者登録印）を、受任者は受任者印を押印してください。
- ・ 委任期間は、本申請有効期間である令和８年４月１日から令和９年３月３１日としてください。

⑨ 納税証明書等

- ・ 納税証明書は所管の税務署発行の法人税、所得税、消費税及び地方消費税の未納税額がないことを証明する「納税証明書（その３）」（法人はその３の３、個人はその３の２）を提出してください。※いずれも申請書提出の直前３ヶ月以内に各証明権者が発行したもの。
- ・ 証明書に納期限が未到来の未納税額について記載があり、申請書の提出が当該納期限の到来後となる場合は、完納して未納がない状態の納税証明書を取得し提出してください。
- ・ 町内業者については、受付期間後に⑩誓約書に基づき町税の収納状況を確認しますのでそれまでに完納してください。

⑩ 誓約書（町様式）

- ・ 代表者登録印（実印）を押印してください。
- ・ 法人事業者用、個人事業者用のいずれかを提出してください。

⑪ その他の注意事項

- ・ 本申請の有効期間は令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間です。
- ・ 申請する前に、提出書類がそろっているかどうかを、提出書類チェック表により再度確認してください。
- ・ 受付期間後に申請内容や提出書類（経営規模等評価結果通知書等）に変更がある場合は、令和８年４月１日以降に、電子申請サイトにて変更手続きを行ってください。変更届の書式及び手順等については、町ホームページにて公表しています。

8. 申請事項の変更届の提出

申請事項の変更があった場合は、令和8年4月1日以降速やかに電子申請サイトにて変更手続きを行ってください。

また、変更届提出に際し、添付していただく書類を以下に記しますので、ご参照ください。

添付書類

変 更 事 項	添 付 書 類	
	個人の場合	法人の場合
商号又は名称、主たる営業所の所在地	添付書類なし	登記事項証明書（代表権を委任している場合は委任状も添付のこと）
支店・営業所の名称及び所在地	添付書類なし	登記事項証明書（証明書に記載がない場合は不要）
電話番号及びファクシミリ番号	添付書類なし	
代表者の氏名及び役職名	代表者の住民票抄本及び継承証明書又は建設業許可証	登記事項証明書（代表権を委任している場合は委任状も添付のこと）
受任者の氏名及び役職名	委任状	
使 用 印 鑑	使用印鑑届（代表権を委任している場合は委任状も添付のこと）	
個人事業者から法人事業者	継承申請、登記事項証明書、登録証明書及び使用印鑑届	
建設業許可の追加又は登録	追加の場合、許可証明書と経営事項審査結果通知書を提出のこと 削除の場合、添付書類なし	
希 望 業 種 の 追 加（※）	追加を希望する業種の許可証明書と経営事項審査結果通知書（総合評定値を取得していること）を提出のこと	
経営事項審査結果通知書	申請後に更新された結果通知書	
入札参加資格審査申請の取り下げ	取下げ届のみ（添付書類なし）	

（※ 建設業法第27条の23に規定する最新の経営事項審査を受け、総合評定値を取得していない業種は希望登録できません。）

提出書類チェック表

☆ 申請書を提出する前にもう一度ご確認ください。

提出書類	留意事項	チェック欄
①入札参加資格審査申請書	・押印不要	
②経営事項審査結果通知書	・総合評定値(P)は鮮明か ・健康保険等の加入の有無は、有又は除外になっているか	
③建設業の許可証明書	・申請する業種の許可確認	
④営業所一覧表	・本社(店)のみでも必要	
⑤技術者名簿	・資格等を記載しているか	
⑥登記事項証明書又は住民票	・証明発行日の確認	
⑦使用印鑑届	・入札及び契約に使用する印鑑 ・押印忘れはないか	
⑧委任状	・押印忘れはないか	
⑨納税証明書等	・納税証明書「その3の3(法人)」 ・納税証明書「その3の2(個人)」 ・証明発行日の確認	
⑩誓約書		